

技能実習法に係る東北地区地域協議会（第2回）議事要旨

宮城労働局

1. 開催日時：令和元年6月24日（月）
13時30分～15時30分
2. 開催場所：仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ7F
TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口
7階ホール7A
3. 出席者：別添出席者名簿のとおり。
4. 配布資料
 - 資料1 技能実習法に係る東北地区地域協議会設置要綱改正案
 - 資料2 外国人技能実習制度の現状等について（宮城労働局資料）
 - 資料3 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果概要（仙台出入国在留管理局資料）
 - 資料4 外国人技能実習機構の概要と主な業務について
（外国人技能実習機構仙台事務所資料）
 - 資料5-1 繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組（概要）（東北経済産業局資料）
 - 資料5-2 建設分野における新たな外国人材の受入れについて
（東北地方整備局資料）
 - 資料6-1 「外国人技能実習生との交流イベント in しおがま」の開催結果について（宮城県資料）
 - 資料6-2 外国人材の受入れ・共生に係る取組について（秋田県資料）
 - 資料6-3 山形県外国人総合相談ワンストップセンター（山形県資料）
 - 資料6-4 令和元年度外国人材雇用対策事業（福島県資料）
 - 資料7-1 労使団体等からの意見書（公益財団法人国際研修協力機構）
 - 資料7-2 労使団体等からの意見書
（日本労働組合総連合会東北ブロック連絡会・日本労働組合総連合会宮城県連合会）
 - 資料7-3 労使団体等からの意見書（協同組合米沢総合卸売センター）
 - 資料7-4 労使団体等からの意見書（山形アパレル工業協同組合）

5. 意見陳述

日本労働組合総連合会東北ブロック連絡会・日本労働組合総連合会宮城県連合会から提出された意見書について、日本労働組合総連合会宮城県連合会 大黒雅弘事務局長から陳述が行われた。

6. 議事

(1) 技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱の改正

事務局から、資料1に基づき、東北地区地域協議会の設置要綱の改正について説明があった。

出席者から、質疑、意見はなく、提案のとおり了承された。

(2) 東北地区における技能実習制度の現状、課題等

以下の機関から配布資料等に基づき、説明があった。

- ・宮城労働局：資料2に基づき説明。
- ・仙台出入国在留管理局：資料3に基づき説明。
- ・外国人技能実習機構仙台事務所：資料4に基づき説明。
- ・東北経済産業局：資料5-1に基づき説明。
- ・東北地方整備局：資料5-2に基づき説明。
- ・宮城県：資料6-1に基づき説明。
- ・秋田県：資料6-2に基づき説明。
- ・山形県：資料6-3に基づき説明。
- ・福島県：資料6-4に基づき説明。
- ・青森県：「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の早期設置に向けた取り組みについて説明。

各機関からの説明に対し、出席者から、質疑、意見はなかった。

事務局から、労使団体等からの意見募集に対して、日本労働組合総連合会東北ブロック連絡会・日本労働組合総連合会宮城県連合会の他、公益財団法人国際研修協力機構、協同組合米沢総合卸売センター、山形アパレル工業協同組合から提出された意見書を、資料7-1から7-4までとして配布している旨の説明があった。

(3) 東北地区における令和元年度の技能実習制度適正化のための取組方針

事務局から取組方針について説明があった。

関係機関との緊密な連携や情報共有、技能実習制度と特定技能制度の周知等について協議した。

提案のとおり了承された。

技能実習法に係る東北地区地域協議会（第2回）

議事次第

日時：令和元年6月24日（月）午後1時30分

場所：TKPガーデンシティ

PREMIUM仙台西口

開会

挨拶

宮城労働局労働基準部長
仙台出入国在留管理局監理官

意見陳述

日本労働組合総連合会宮城県連合会
事務局長 大黒 雅弘

議事

- 1 技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱の改正
- 2 東北地区における技能実習制度の現状、課題等
- 3 東北地区における令和元年度の技能実習制度適正化のための取組方針
- 4 その他

閉会

配布資料：

- 資料1 技能実習法に係る東北地区地域協議会設置要綱改正案
資料2 外国人技能実習制度の現状等について（宮城労働局資料）
資料3 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果概要
（仙台出入国在留管理局資料）
資料4 外国人技能実習機構の概要と主な業務について（外国人技能実習機構仙台
事務所資料）
資料5-1 繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組（概要）（東北
経済産業局資料）
資料5-2 建設分野における新たな外国人材の受入れについて（東北地方整備局資料）

- 資料6-1 「外国人技能実習生との交流イベント in しおがま」の開催結果について
(宮城県資料)
- 資料6-2 外国人材の受入れ・共生に係る取組について (秋田県資料)
- 資料6-3 山形県外国人総合相談ワンストップセンター (山形県資料)
- 資料6-4 令和元年度外国人材雇用対策事業 (福島県資料)
- 資料7-1 労使団体等からの意見書 (公益財団法人国際研修協力機構)
- 資料7-2 労使団体等からの意見書 (日本労働組合総連合会東北ブロック連絡会、日本労働組合総連合会宮城県連合会)
- 資料7-3 労使団体等からの意見書 (協同組合米沢総合卸売センター)
- 資料7-4 労使団体等からの意見書 (山形アパレル工業協同組合)

技能実習法に係る東北地区地域協議会（第2回）出席者名簿

	構 成 員		出席者
	所属・職名	氏 名	
国の機関	青森労働局労働基準部監督課長	小島 匡人	監督課監察監督官 吉田 義人
	青森労働局職業安定部訓練室長	秋元 修	本人出席
	岩手労働局労働基準部監督課長	川上 明	本人出席
	岩手労働局職業安定部訓練室長	橋丸 浩	本人出席
	宮城労働局労働基準部監督課長	神田 将伸	本人出席
	宮城労働局職業安定部訓練室長	大窪 仁	本人出席
	宮城労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官	小野寺 宮人	本人出席
	秋田労働局労働基準部監督課長	岡崎 暁	本人出席
	秋田労働局職業安定部訓練室長	古宇田 稔夫	本人出席
	山形労働局労働基準部監督課長	遠藤 勇樹	本人出席
	山形労働局職業安定部訓練室長	井場 秀悦	本人出席
	福島労働局労働基準部監督課長	上野 諭	本人出席
	福島労働局職業安定部訓練室長	井関 義浩	本人出席
	仙台出入国在留管理局審査部門首席審査官	曾根 祐康	本人出席
	東北農政局経営・事業支援部経営支援課長	大井 宗浩	本人出席
	東北経済産業局地域経済部産業人材政策室長	安藤 智広	本人出席
	東北経済産業局産業部経営支援課長	佐藤 和男	経営支援課課長補佐 椎根 宏佳
	東北地方整備局建設部建設産業課長	家久未 隆男	本人出席
	東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課長	斉藤 仁伸	本人出席
	東北運輸局海上安全環境部次席運航労務監理官	和田 正文	本人出席
地方公共団体の機関	青森県警察本部生活安全部保安課長	菊池 智和	保安課課長補佐 中井 博之
	岩手県警察本部生活安全部生活環境課長	加藤 秀昭	生活環境課生活経済係 佐々木 浩信
	宮城県警察本部生活安全部生活環境課長	佐々木 光史	生活環境課課長補佐 小関 修
	宮城県警察本部警備部外事課長兼国際テロリズム対策室長	岡島 利明	外事課課長補佐 菅原 和則
	秋田県警察本部生活安全部生活環境課長	松田 智	生活環境課生活環境特捜班長 紺野 満
	山形県警察本部生活安全部生活環境課長	柿本 紀彦	生活環境課事件指導補佐 近笠 淳也
	福島県警察本部生活安全部生活環境課長	遠藤 勉	生活環境課環境特捜補佐 酒井 秀和
	青森県商工労働部労政・能力開発課長	楠田 暁夫	労政・能力開発課職業能力開発 グループマネージャー 蒔田 勇成
	岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長	菊池 芳彦	定住推進・雇用労働室主査 菊池 心光
	宮城県経済商工観光部産業人材対策課長	阿部 貴夫	産業人材対策課副参事課長補佐 鈴木 誠
	秋田県産業労働部雇用労働政策課長	田中 等	雇用労働政策課副主幹 近藤 陽
	山形県商工労働部雇用対策課長	佐藤 譲	本人出席
	福島県商工労働部産業人材育成課長	野地 義幸	産業人材育成課主幹兼副課長 加藤 英和
外国人技能実習機構	外国人技能実習機構仙台事務所長	三好 秀樹	本人出席
	宮城労働局労働基準部長	石田 直哉	
	宮城労働局職業安定部長	山下 禎博	
	仙台出入国在留管理局監理官	佐久間 武司	

技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱（改正案）

平成 30 年 6 月 26 日

（改正 令和元年 6 月 24 日）

1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る東北地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、東北地区の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2. 取組事項等

地域協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、国の機関及び地方公共団体の機関、機構との連携の確保及び強化

3. 組織

- (1) 地域協議会は、東北地区の都道府県労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都道府県、都道府県警察本部、機構地方事務所等の実務担当者で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年 6 月頃に、事務局を担当する機関が所在する都道府県

資料1

で開催する。また、必要に応じて、臨時に地域協議会を開催することができる。

- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5. 事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、宮城労働局が担当する。
- (2) その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(別表)

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構地方事務所
青森労働局労働基準部監督課長 青森労働局職業安定部訓練室長 岩手労働局労働基準部監督課長 岩手労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局労働基準部監督課長 宮城労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官 秋田労働局労働基準部監督課長 秋田労働局職業安定部訓練室長 山形労働局労働基準部監督課長 山形労働局職業安定部訓練室長 福島労働局労働基準部監督課長 福島労働局職業安定部訓練室長	仙台出入国在留管理局審査部門首席審査官	東北農政局経営・事業支援部経営支援課長	東北経済産業局地域経済部産業人材政策室長 東北経済産業局産業部経営支援課長	東北地方整備局建政部建設産業課長	東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 東北運輸局海上安全環境部次席運航労務監理官	青森県警察本部生活安全部保安課長 岩手県警察本部生活安全部生活環境課長 宮城県警察本部生活安全部生活環境課長 宮城県警察本部警備部外事課長兼国際テロリズム対策室長 秋田県警察本部生活安全部生活環境課長 山形県警察本部生活安全部生活環境課長 福島県警察本部生活安全部生活環境課長 青森県商工労働部労政・能力開発課長 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長 宮城県経済商工観光部産業人材対策課長 秋田県産業労働部雇用労働政策課長 山形県商工労働部雇用対策課長 福島県商工労働部産業人材育成課長	仙台事務所長